

内灘町生ごみ処理器(機)設置費助成金制度のご案内

内灘町では、ごみの減量対策として生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理器(機)の購入費用の一部を助成します。

助成の対象と金額

1 簡易式生ごみ処理器

1世帯2基まで

(密閉式の容器で生ごみ発酵剤等を使用して発酵・分解させる生ごみ処理器)

限度額 1,000円 (1基あたり・1,000円未満の場合は購入金額)

2 自然発酵式生ごみ処理器

1世帯2基まで

(処理器の底部がなく水分が地中に浸透し、かつ有蓋構造で容量が100ℓ以上の生ごみ処理器)

限度額 3,000円 (1基あたり・3,000円未満の場合は購入金額)

3 機械式生ごみ処理機

1世帯1基まで

(バイオ方式または乾燥方式の電気を用いた家庭用生ごみ処理機)

購入価格の1/3 (100円未満切捨て・限度額20,000円)

4 住宅用ディスポーザー排水処理システム

(一戸建てに住宅に設置するもの)

一律 20,000円

※内灘町ディスポーザー排水処理システム取扱要綱による届出の受理(内灘町上下水道課への提出が必要)を確認できるものに限りです。

※内灘町定住促進奨励金及びお祝い金の受給と重複できません。

※ 世帯当たりの基数は、これまでに助成を受けたものを含まず。

※ 中古品等の購入は助成対象外です。

助成の交付対象者

- ▶ 助成の申請は内灘町内に住んでいる方に限ります。
- ▶ 町税および町の使用料等を滞納している場合は助成を受けることができません。

手続きの方法

- ▶ 生ごみ処理器(機)設置費助成金交付申請書兼請求書
 - ▶ 領収書並びに明細書
 - ▶ 振込先がわかるもの(通帳のコピー等)
- } 住民課窓口へ提出

↓
審査・承認

- ▶ 助成金を振込

- ※ 生ごみ処理器(機)を購入した年度の3月31日までに申請してください。
- ※ 助成の受付は先着順に行い、予算に達し次第受付を締め切ります。
- ※ 生ごみ処理器(機)設置費助成金交付申請書兼請求書は住民課窓口で受け取る、もしくは町のホームページからダウンロードできます。

注意事項

生ごみ処理器(機)の使用に際しては、次の事項を厳守してください。

- ・ 悪臭の発生を防止するとともに、常に清潔に保持すること。
- ・ 近隣とのトラブルがないように使用すること。